響いてこそ技術
SINFONIA

企業環境ステートメント
ECOing™
エコで行こう！ エコへ移行！

第90期 報告書

平成25年4月1日▶平成26年3月31日

Contents

P1 株主の皆様へ
P2 事業報告
P19 連結貸借対照表
P20 連結損益計算書
P21 連結株主資本等変動計算書
P22 (ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書
P23 貸借対照表
P24 損益計算書
P25 株主資本等変動計算書
P26 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
P27 会計監査人の監査報告書謄本
P28 監査役会の監査報告書謄本

(ご参考)
P29 トピックス

証券コード：6507

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

当社グループはこの３月31日をもちまして、第90期事業年度を終了いたしましたので、ここに業績の概況をご報告申しあげます。

なお、当期の当社の期末配当につきましては、１株当たり３円の配当をすることとして、第90回定時株主総会にお諮りさせていただきたく存じます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

取締役社長　武藤昌三

受注高

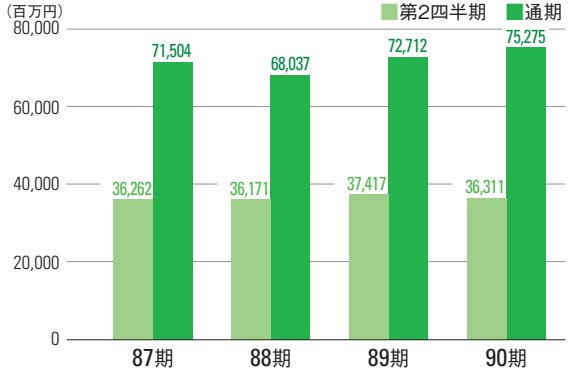

売上高

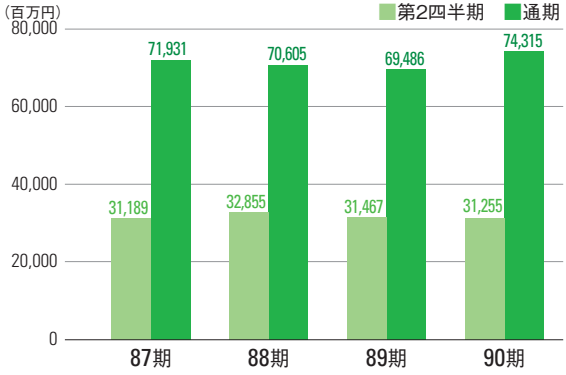

事業報告 （平成25年４月１日より平成26年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、国内ではドル高円安を背景として企業収益や設備投資が緩やかな回復基調となりました。一方、海外では中国の景気不安や東南アジア諸国の経済成長の減速といった懸念材料があり、不透明な状況が続きました。

このような景況の下で当社グループといたしましては、創業100周年に向けて新たな５ヵ年のグループ中期経営計画「BRIDGE 100」を策定し、当連結会計年度より取組をスタートいたしました。

その初年度となる当連結会計年度は、海外受注・調達の拡大や、生産移管を含む海外拠点における生産活動の活発化に注力した結果、海外での販売・調達・生産を拡大することができました。開発面においては、将来を見据えグローバルニーズへの迅速な対応と高度先端分野の研究及び製品開発拠点として豊橋製作所に技術開発センター（新技術棟）を建設いたしました。また、これまで培ってきた技術を基に事業領域の拡大を図り、太陽光パネル清掃ロボット、振動搬送テーブル、高効率インホイールモーター、カードゲーム用昇華プリンタといった新製品の開発に取り組んでまいりました。

これらの活動に加え、創業以来受け継がれてきた価値観、精神を明文化した「企業理念」及びそれを実現するための行動指針「SINFONIA-WAY」を制定し、グループ全従業員が一丸となって事業計画の達成と、さらなる企業価値の向上をめざし、従業員の意識改革・企業風土の改革の取組を開始いたしました。

企業集団の業績（連結業績）につきましては、受注高は752億75百万円（前連結会計年度比3.5％増）、売上高は743億15百万円（同6.9％増）となりました。損益面につきましては、経常利益は20億93百万円（同95.7％増）となり、当期純利益は13億82百万円（同103.4％増）となりました。

当期の当社の期末配当につきましては、１株当たり３円の配当をすることとしてお諮りさせていただきたく存じますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申しあげます。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は次の通りであります。

経常利益

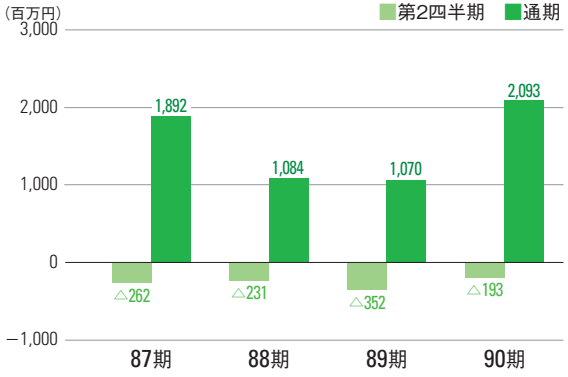

当期（四半期）純利益

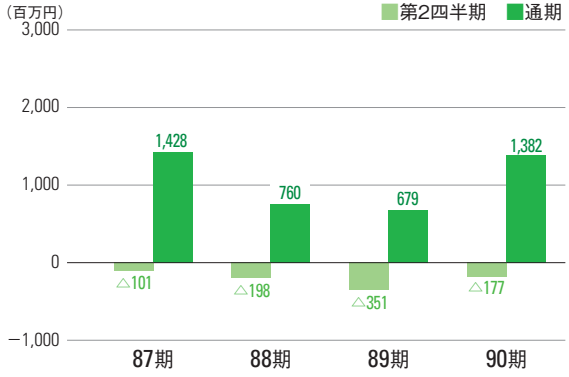

セグメント別概況（連結）

モーション機器事業

受注高	311億 59百万円 （前連結会計年度比 1.9%減）
売上高	305億 86百万円 （前連結会計年度比 3.6%増）

売上高構成比

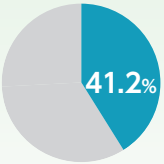

受注高は、OA機器用マイクロクラッチが好調であったことなどからモーションコントロール機器部門において大幅に増加したものの、航空宇宙部門において大口受注があった前連結会計年度からは航空機用電装品が大幅に減少したこと、プリンタ部門においても業務用プリンタが不振であったことにより、全体としては、前連結会計年度に比べ５億99百万円減少いたしました。

しかしながら売上高は、プリンタ部門において大幅に減収となったものの、大型搬送システム部門において空港用地上支援車両の販売が増加したことや、モーションコントロール機器部門が増収となったことにより、全体としては、前連結会計年度に比べ10億57百万円増加いたしました。

開発面では、プリンタ部門において、カードゲーム用昇華プリンタを新たに開発いたしました。子供を中心に人気のあるカードゲームは、従来、既に印刷されたカードを購入して遊ぶというのが一般的でしたが、近年は、ゲームの結果に応じてその場で印刷できるという、オンデマンドプリントの需要が高まってきております。本製品は、その需要に応えることに加え、カードの質感を高めるため業界で初めてロール紙ではなくカット紙でのプリントを実現しております。またホログラム付きカードのプリントも可能なため、人気の高いレアカードにも対応しております。本製品は、既に受注をいただいており、今後もアミューズメント分野への一層の拡販を図ってまいります。

カードゲーム用昇華プリンタ

カット紙（絵柄はイメージ）

パワーエレクトロニクス機器事業

受注高	254億 21百万円 (前連結会計年度比 7.5%増)
売上高	247億 0百万円 (前連結会計年度比 0.0%増)

売上高構成比

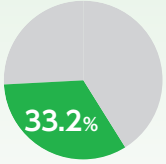

受注高は、自動車用試験装置部門で減少となりましたが、一方で、インフラシステム部門の官公庁向け電気設備などが大幅に増加したこと、振動機部門において海外の大型プラント案件を受注したことや、クリーン搬送機器部門において半導体業界の旺盛な設備投資需要に牽引されたことなどにより、全体としては、前連結会計年度に比べ17億67百万円増加いたしました。

売上高は、インフラシステム部門の官公庁向け電気設備などにおいて当連結会計年度の期首の受注残高が低水準であったことから減収となりましたが、クリーン搬送機器部門において売上が大幅に増加したため、全体としては、前連結会計年度とほぼ同水準となりました。

開発面では、パーツフィーダ部門において、「振動搬送テーブル」を開発いたしました。本製品は、振動を電気的に制御することにより、部品を任意の方向に搬送することを世界で初めて実現いたしました。これにより従来のパーツフィーダで整列供給が困難な微小部品や複雑な形状の部品等の供給機として期待されており、既に受注をいただいております。今後、画像処理カメラ及びハンドリングロボットと組み合わせるなど、多様な用途を提案し、極薄の電子部品内部素子や金属端子のような様々な部品の供給に貢献するべく、販売を展開してまいります。

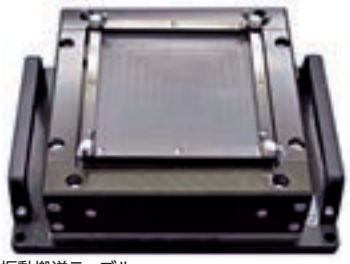
振動搬送テーブル

サポート&エンジニアリング事業

受注高	186億 94百万円 (前連結会計年度比 8.1%増)
売上高	190億 27百万円 (前連結会計年度比24.7%増)

売上高構成比

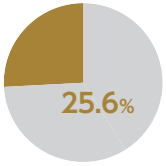

当社全般に関わり、当社の業務及び当社事業に付随するサービスやエンジニアリング業務を主たる事業とする子会社をサポート＆エンジニアリング事業としており、半導体搬送システムの設置工事や太陽光発電設備の設置工事等が好調であったことにより、受注・売上ともに増加いたしました。

⑵対処すべき課題

当社グループといたしましては、新たなグループ中期経営計画「BRIDGE 100」の下、創業100周年に向け、当社グループにおいて培ってきた“Motion & Energy Control”技術で、中国・アジアの経済成長に伴う設備投資需要にマッチした製品の投入と、先進国成熟社会におけるエネルギー効率化の加速に対応したソリューションの提供により、当社グループの収益基盤を確立し、グローバルな成長を目指してまいります。

2014年度の当社グループを取り巻く経営環境は、消費税増税の影響による一時的な景気後退が予想されるものの、米国をはじめとした海外景気が底堅く推移することに伴い輸出の持ち直しが見込まれるなど、引き続き国内景気の回復が期待されます。ただし、地政学的リスクの高まりや中国・アジアの先行き不安等、景気が下押しされるリスクがあります。

このような経営環境の下で当社グループは、最大受注の獲得を目指して、顧客ニーズを的確にとらえた新商品の開発と営業活動により新市場や新規顧客の開拓に取り組み、国内はもとより海外での事業拡大を推し進めてまいります。また、利益率の向上を図るべく、海外調達や海外生産の拡大等によるコストダウンや、生産の自動化による生産効率の改善に取り組んでまいります。

今後さらに成長し続ける企業グループとして株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけますよう、引き続きグループを挙げて飛躍を遂げるべく努力を重ねてまいる所存でございます。

⑶設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、次の通りであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社豊橋製作所：技術開発センターの建設

②当連結会計年度継続中の主要設備

当社伊勢製作所：航空宇宙部門工作機械設備等の更新

⑷財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目 ＼ 年度	平成22年度 第 87 期	平成23年度 第 88 期	平成24年度 第 89 期	平成25年度 (当連結会計年度) 第 90 期
受注高 (百万円)	71,504	68,037	72,712	75,275
売上高 (百万円)	71,931	70,605	69,486	74,315
経常利益 (百万円)	1,892	1,084	1,070	2,093
当期純利益 (百万円)	1,428	760	679	1,382
1株当たり当期純利益 (円)	9.60	5.11	4.57	9.30
総資産 (百万円)	89,587	83,956	82,116	89,024

(注) 1．平成22年度につきましては、モーションコントロール機器やクリーン搬送機器が好調であったことにより受注高・売上高ともに増加し、それに伴い利益も増加いたしました。
平成23年度につきましては、プリンタシステムやインフラシステム、クリーン搬送機器が不調であったことにより受注高・売上高ともに減少し、それに伴い利益も減少いたしました。
平成24年度につきましては、航空宇宙部門が好調で受注高は増加いたしましたが、インフラシステム部門が不調で売上高が減少し、それに伴い利益も減少いたしました。
平成25年度につきましては、「⑴事業の経過及びその成果」に記載しております。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

項目 ＼ 年度	平成22年度 第 87 期	平成23年度 第 88 期	平成24年度 第 89 期	平成25年度 (当 期) 第 90 期
受注高 (百万円)	56,195	52,746	54,353	54,291
売上高 (百万円)	56,689	55,627	53,173	53,402
経常利益 (百万円)	1,729	1,066	931	906
当期純利益 (百万円)	1,166	705	644	662
1株当たり当期純利益 (円)	7.84	4.74	4.34	4.46
総資産 (百万円)	85,427	79,539	77,253	80,863

(注) 1．当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

(5)重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シンフォニア商事㈱	200 百万円	100.00 %	保険代理業、倉庫・運送業、鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業
㈱S&Sエンジニアリング	200	100.00	病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売、エンジニアリング
シンフォニアエンジニアリング㈱	100	100.00	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス
シンフォニアマイクロテック㈱	84	100.00	マイクロクラッチの製造、販売
㈱セルテクノ	60	100.00	電気・電子機器類の設計、試験、労働者派遣業、経理・給与業務
㈱大崎電業社	48	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造、販売
㈱アイ・シー・エス	32	100.00	ソフトウェアの開発、ＯＡ機器の販売
シンフォニアテクノロジー（タイ）㈱	270 百万バーツ	100.00	振動式搬送機器・パーツフィーダ・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造、販売
昕芙旎雅機電（香港）有限公司	10,580 千香港ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの販売
昕芙旎雅機電（東莞）有限公司	2.1 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の10社であります。
2. 上表当社の出資比率の（　）内は間接保有割合であります。
3. 当連結会計年度より、重要性の観点から、シンフォニアテクノロジー（タイ）㈱を連結子会社といたしました。
4. 昨年８月、昕芙旎雅機電（香港）有限公司は、達機（香港）有限公司から商号を変更いたしました。
5. 本年１月、昕芙旎雅機電（東莞）有限公司は、達機機電（東莞）有限公司から商号を変更いたしました。

(6)主要な事業内容

セグメント	主要な製品・サービス
モーション機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、リライタブルプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、駅務関連機器、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車　等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、鉄鋼プラント用電気システム、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィーダ、半導体製造装置用ハンドリング機器、液晶ガラス基板用ハンドリング機器、エコ発電システム　等
サポート＆エンジニアリング	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、ＯＡ機器の販売　等

⑺主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

本　社　東京
支　社　大阪、名古屋
支　店　九州（福岡）
営業所　東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、四国（高松）、中国（広島）
工　場　伊勢製作所、豊橋製作所、鳥羽工場

②主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事㈱（伊勢）、㈱Ｓ＆Ｓエンジニアリング（東京）、シンフォニアエンジニアリング㈱（伊勢、東京）、シンフォニアマイクロテック㈱（明石）、㈱セルテクノ（伊勢）、㈱大崎電業社（東京）、㈱アイ・シー・エス（伊勢）、シンフォニアテクノロジー（タイ）㈱（タイ王国・サムットプラカーン）、
昕芙旎雅機電（香港）有限公司（中華人民共和国・香港）、昕芙旎雅機電（東莞）有限公司（中華人民共和国・東莞）

⑻従業員の状況

①企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
モーション機器	1,859名	178名増
パワーエレクトロニクス機器	1,059名	95名増
サポート＆エンジニアリング	754名	23名減
計	3,672名	250名増

（注）1. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。
2. 就業人員数を記載しております。

②当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,016名	5名増	37.5才	14.2年

（注）1. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。
2. 就業人員数を記載しております。

⑼主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
㈱みずほ銀行	5,743
㈱三菱東京UFJ銀行	2,883
㈱三井住友銀行	2,854
三井住友信託銀行㈱	2,827
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,916
みずほ信託銀行㈱	1,842
三菱UFJ信託銀行㈱	1,830
㈱日本政策投資銀行	1,745

2 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数　580,000,000株

(2)発行済株式の総数　148,714,057株（自己株式231,554株を除く）

(3)株主数　17,722名

(4)大株主（上位10名）

株主名	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行㈱退職給付信託口（㈱神戸製鋼所）	14,898千株	10.02%
ダイキン工業㈱	5,085	3.42
シンフォニアテクノロジー従業員持株会	3,754	2.52
大日本印刷㈱	3,664	2.46
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	3,077	2.07
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	2,955	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	2,587	1.74
ナブテスコ㈱	2,309	1.55
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	2,256	1.52
神鋼商事㈱	2,000	1.34

（注）1. 日本マスタートラスト信託銀行㈱退職給付信託口（㈱神戸製鋼所）の持株数14,898千株は㈱神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は㈱神戸製鋼所が保有しております。
2. 出資比率は自己株式（231,554株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤昌三	代表取締役社長（開発本部及び新事業企画部の管掌）	—
一木春生	代表取締役副社長（社長補佐、本社部門の管掌、全社コンプライアンス、監査部及び法務部の担当）	—
古谷浩三	取締役（電子精機本部長）	—
大森　誠	取締役（ITテクニカルセンターの担当、調達本部長）	—
斉藤文則	取締役（電機システム本部長）	—
小原孝秀	取締役（全社リスク管理、総務人事部及び資金部の担当、経営企画部長）	—
＊常光茂久	取締役（営業業務統括部及び支社・支店・営業所の担当、グローバル事業統括本部長）	—
渡辺壯嘉	社外取締役（非常勤）	—
百家俊次	常勤監査役	—
廣田邦彦	常勤社外監査役	—
野本俊輔	社外監査役（非常勤）	弁護士 公益財団法人日本調停協会連合会　理事長 公益社団法人九段　理事長
小林義行	社外監査役（非常勤）	—

（注）1. 当社は、渡辺壯嘉並びに廣田邦彦、野本俊輔及び小林義行を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 上表＊印の者は、平成25年６月27日開催の第89回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 当社は上表「重要な兼職の状況」に記載の兼職先との間には、特別な関係はありません。
4. 当期中の取締役の退任は次の通りであります。

氏名	地位及び担当（退任時）	退任年月日	退任事由
加藤一路	取締役（グローバル事業統括本部長、調達本部長）	平成25年６月27日	任期満了

5. 監査役のうち百家俊次は、当社の資金部門に従事したうえ資金部長を務め、また廣田邦彦は、神鋼商事㈱で資金部長、取締役及び常務執行役員として資金部の担当を歴任し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成25年６月27日をもって、次の通り取締役の地位の異動がありました。

氏名	異動前の地位	異動後の地位
一木春生	代表取締役専務	代表取締役副社長

7. 取締役古谷浩三は、本年４月１日付にて「WAY推進プロジェクトの担当、電子精機本部長」に担当が変更になっております。

8. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。執行役員は次の通りであります。

氏　名	地位及び担当
※古谷浩三	専務執行役員（電子精機本部長）
※大森　誠	常務執行役員（ITテクニカルセンターの担当、調達本部長）
※斉藤文則	常務執行役員（電機システム本部長）
※小原孝秀	常務執行役員（全社リスク管理、総務人事部及び資金部の担当、経営企画部長）
※常光茂久	常務執行役員（営業業務統括部及び支社・支店・営業所の担当、グローバル事業統括本部長）
青田　勝	執行役員（電機システム本部副本部長）
松岡孝夫	執行役員（電機システム本部副本部長、同本部豊橋製作所長）
高橋芳明	執行役員（電子精機本部副本部長）
平野新一	執行役員（電機システム本部副本部長）
川久　伸	執行役員（電機システム本部副本部長、同本部クリーン搬送機器営業部長）
鈴木康友	執行役員（電子精機本部副本部長）
仲　眞司	執行役員（電子精機本部副本部長、同本部航空宇宙第一営業部長）
三木利夫	執行役員（電子精機本部副本部長、同本部伊勢製作所長）
板垣和人	執行役員（グローバル事業統括本部副本部長、同本部グローバル化推進部長）
河村博年	執行役員（新事業企画部の担当、開発本部長）

（注）1. 上表※印の者は、取締役を兼務しております。
2. 専務執行役員古谷浩三は、４月１日付にて「WAY推進プロジェクトの担当、電子精機本部長」に担当が変更になっております。

⑵当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	９名	236,413千円
監査役	４名	48,866千円
（うち、社外役員	４名	35,233千円）

（注）上記には、平成25年６月27日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名が含まれております。

⑶社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
渡辺壯嘉	社外取締役（非常勤）	期中に13回開催された取締役会のうち12回に出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
廣田邦彦	常勤社外監査役	期中に13回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に13回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験や、財務・会計に関する業務経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
野本俊輔	社外監査役（非常勤）	期中に13回開催された取締役会のうち12回に出席し、また、期中に13回開催された監査役会のうち12回に出席し、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき必要な発言を適宜行いました。
小林義行	社外監査役（非常勤）	期中に13回開催された取締役会のうち12回に出席し、また、期中に13回開催された監査役会のうち12回に出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。

②責任限定契約の内容の概要

渡辺壯嘉、廣田邦彦、野本俊輔及び小林義行は、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
39百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
40百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2．当社の子会社である昕芙旎雅機電（香港）有限公司、昕芙旎雅機電（東莞）有限公司及びシンフォニアテクノロジー（タイ）㈱は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3)非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「退職給付債務の分析及びアドバイザリー業務」を委託し対価を支払っております。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、取締役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- 「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- 法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネージメント、取締役会、監査役会に報告が行われるようにしています。
- 「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。
- 財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。
- 当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。

・当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。

・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。

・当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。

・取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。

・決裁制度、予算制度、人事管理制度などを整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。

・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。

・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。

・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取組に準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

⑥監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。

・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び使用人は、「監査役監査基準」に従い、監査役に対してその要請に応じて資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。

・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。

⑨監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役からの要請に基づき、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。

・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。

・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を随時受けています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

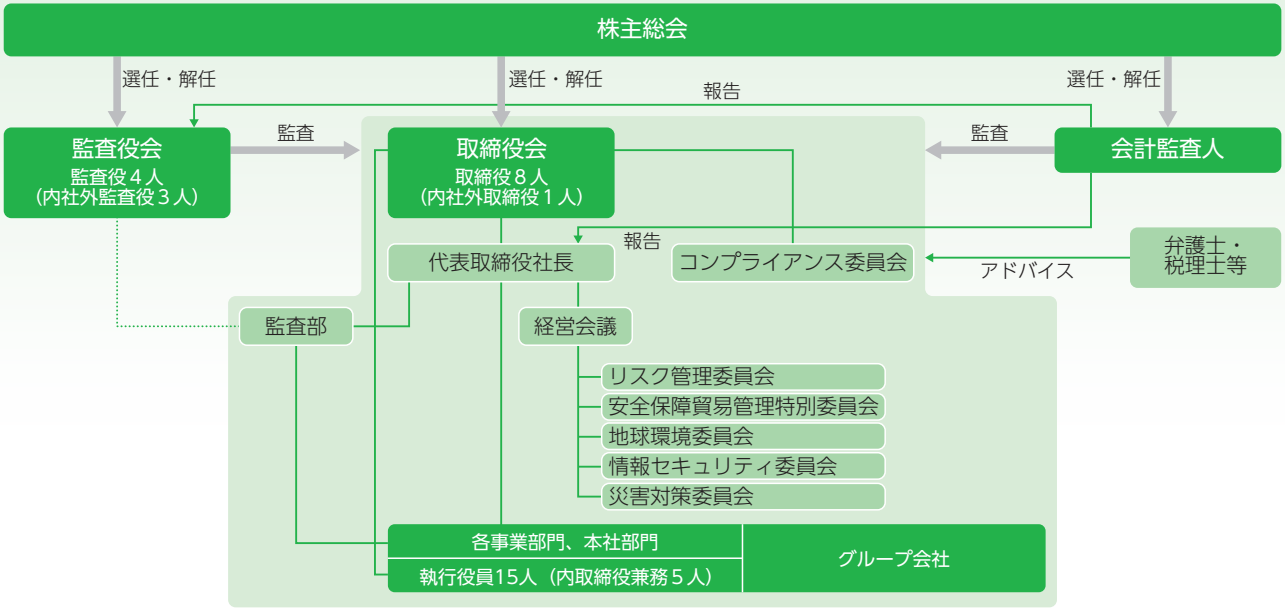

6 株式会社の支配に関する基本方針

⑴当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し大規模買付行為（下記⑶２）①において定義されます。以下同じです。）が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て①企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、①多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、②創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、③ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、④事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、⑤組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である大規模買付者（下記⑶２）②において定義されます。以下同じです。）により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆

様の共同の利益は毀損される可能性があります。
当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

⑵基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

1）当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

①当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、企業価値とその源泉となる競争力をより高めるために、グループ内すべての従業員が共通の心の拠り所を有することができるよう、創業以来受け継がれてきた価値観、精神を明文化した「企業理念」を制定いたしました。その「企業理念」は次の通りです。

『「一歩先を行く技術」「地球を大切にする心」「思いやりのある行動」私たちはこの３つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、大正６年（1917年）の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を広げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指す上で、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

(ⅰ)官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制

(ⅱ)創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力

(ⅲ)株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係

(ⅳ)個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土

(ⅴ)当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

②当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社は、平成25年より５ヵ年の中期経営計画「BRIDGE 100」を策定し、事業活動に取り組んでおります。平成29年に迎える創業100周年に向けて、長い歴史の中で培ってきた幅広い技術・顧客基盤を活かし、変化する時代に対応した開発型企業へ転換し、新たな成長を実現します。また、この中期経営計画の５年間を、次の100年間も株主の皆様への安定配当、社会への貢献を実現するとともに、従業員・家族の生活を守り続ける企業となるための架け橋とするべく、当社グループにおいて培ってきた“Motion & Energy Control”技術で、ASEAN・中国の経済成長に伴う産業設備投資需要にマッチした製品の投入と、先進国成熟社会におけるエネルギー効率化の加速に対応したソリューションの提供により、当社グループの収益基盤を確立し、グローバルな成長を目指します。そして、以下の基本方針の下、本中期経営計画の目標を達成し、当社グループの企業価値向上を実現します。

(ⅰ)中核事業の拡大

４つの中核事業（『航空宇宙事業』、『モーションコントロール機器事業』、『自動車試験装置事業』、『クリーン搬送機器事業』）を拡大させるべく開発・設備投資、要員を重点的に配分し、事業収益を向上させます。

(ⅱ)グローバル事業の拡大

東南アジア・中国市場のニーズをつかみ、これまで整備を進めてきたタイ・中国の現地法人を中心にグローバル事業を拡大します。

(ⅲ)新分野への挑戦

“Motion & Energy Contorol”技術と“計測・制御”技術により、再生医療関連産業の成長、福祉の省力化ニーズが期待される「医療・福祉」分野、食の安全・安定供給への期待が高まる「農業」分野での事業化に挑戦します。

(ⅳ)グループ経営基盤整備

事業拡大、グローバル化を進めるために必要な、開発・技術力の強化、生産の最適化、人材の育成、及び迅速な意思決定、効率的な業務遂行を支える基盤の整備を行います。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置付けている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にする企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

2）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実をともに図ることを目指しております。

具体的な施策としては、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役１名及び社外監査役３名を選任し、また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その整備・運用に関する基本方針を定め、継続的な運用と評価・改善を図っております。

⑶基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

当社は、上記⑴に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関する議案を平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会に諮り、承認されました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

1）本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記⑴に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

2）本対応方針の概要

①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)もしくは(ii)に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20％以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(i)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といい

ます。）が終了するまでの間、及び(ii)取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が本対応方針において定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者もしくは他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。また、これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3）本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成26年６月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとし、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii)当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものといたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、平成23年４月22日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご覧下さい。（当社ホームページ http://www.sinfo-t.jp）

⑷上記⑵の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、上記⑵の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記⑴の基本方針に資するものであると考えております。

従いまして、上記⑵の取組は、上記⑴の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⑸上記⑶の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記⑴の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記１）から５）までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

１）株主意思を重視するものであること
本対応方針は、本対応方針への更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成23年６月29日開催の第87回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。
また、上記⑶３）に記載の通り、本対応方針の有効期間は平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしておりますが、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

２）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等
本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

３）合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定
本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

４）独立委員会の設置
当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。
かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

５）デッドハンド型買収防衛策ではないこと等
上記⑶３）に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年の当社定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記⑶の取組は上記⑴の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	**50,842**
現金及び預金	8,174
受取手形及び売掛金	24,590
商品及び製品	1,158
仕掛品	9,477
原材料及び貯蔵品	5,048
繰延税金資産	1,063
その他	1,372
貸倒引当金	△43
固定資産	**38,181**
有形固定資産	29,045
建物及び構築物	10,922
機械装置及び運搬具	1,803
土地	14,725
その他	1,593
無形固定資産	219
投資その他の資産	8,917
投資有価証券	6,127
繰延税金資産	1,286
その他	1,564
貸倒引当金	△61
資産合計	**89,024**

負債の部	
流動負債	**42,105**
支払手形及び買掛金	16,321
短期借入金	17,776
未払法人税等	1,135
受注損失引当金	141
その他	6,731
固定負債	**21,334**
長期借入金	13,702
再評価に係る繰延税金負債	1,942
役員退職慰労引当金	76
環境対策引当金	317
退職給付に係る負債	4,049
その他	1,244
負債合計	**63,439**
純資産の部	
株主資本	**21,934**
資本金	10,156
資本剰余金	452
利益剰余金	11,384
自己株式	△59
その他の包括利益累計額	**3,650**
その他有価証券評価差額金	1,716
繰延ヘッジ損益	△3
土地再評価差額金	3,639
為替換算調整勘定	227
退職給付に係る調整累計額	△1,930
純資産合計	**25,585**
負債及び純資産合計	**89,024**

連結損益計算書（平成25年4月 1日より 平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		74,315
売上原価		58,315
売上総利益		15,999
販売費及び一般管理費		13,585
営業利益		2,414
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
その他	122	215
営業外費用		
支払利息	363	
その他	172	536
経常利益		2,093
税金等調整前当期純利益		2,093
法人税、住民税及び事業税	1,266	
法人税等調整額	△555	711
少数株主損益調整前当期純利益		1,382
当期純利益		1,382

連結株主資本等変動計算書（平成25年4月 1日より 平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**10,156**	**452**	**10,355**	**△55**	**20,908**
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△446	—	△446
当期純利益	—	—	1,382	—	1,382
自己株式の取得	—	—	—	△3	△3
自己株式の処分	—	—	△0	0	0
連結範囲の変動	—	—	93	—	93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	**—**	**—**	**1,029**	**△3**	**1,026**
当期末残高	**10,156**	**452**	**11,384**	**△59**	**21,934**

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**839**	**△ 7**	**3,639**	**49**	**—**	**4,522**	**25,431**
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△446
当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,382
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	876	3	—	178	△1,930	△871	△871
当期変動額合計	**876**	**3**	**—**	**178**	**△1,930**	**△871**	**154**
当期末残高	**1,716**	**△3**	**3,639**	**227**	**△1,930**	**3,650**	**25,585**

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書 (平成25年4月 1日より 平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	5,451
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,973
財務活動によるキャッシュ・フロー	△693
現金及び現金同等物に係る換算差額	59
現金及び現金同等物の増減額	1,844
現金及び現金同等物の期首残高	5,706
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	592
現金及び現金同等物の期末残高	8,143

▶財務情報の詳細は、
当社ホームページIRサイトをご覧下さい。

http://www.sinfo-t.jp シンフォニアテクノロジー 検索

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	**42,222**
現金及び預金	6,604
受取手形	3,872
売掛金	14,610
商品及び製品	690
仕掛品	9,081
原材料及び貯蔵品	4,380
繰延税金資産	816
短期貸付金	578
未収入金	1,357
その他	267
貸倒引当金	△37
固定資産	**38,641**
有形固定資産	27,618
建物	9,585
構築物	337
機械装置	1,565
車両運搬具	13
工具器具備品	687
土地	14,803
リース資産	303
建設仮勘定	321
無形固定資産	108
ソフトウェア	43
リース資産	12
その他	52
投資その他の資産	10,914
投資有価証券	5,776
関係会社株式	2,926
関係会社出資金	301
長期貸付金	1,056
前払年金費用	116
その他	775
貸倒引当金	△37
資産合計	**80,863**

負債の部	
流動負債	**37,515**
支払手形	2,416
買掛金	10,088
短期借入金	17,748
リース債務	134
未払金	817
未払費用	3,177
未払法人税等	673
預り金	1,374
受注損失引当金	134
その他	948
固定負債	**17,374**
長期借入金	13,698
リース債務	210
再評価に係る繰延税金負債	1,942
退職給付引当金	343
環境対策引当金	317
資産除去債務	352
その他	508
負債合計	**54,890**
純資産の部	
株主資本	**20,702**
資本金	10,156
資本剰余金	452
資本準備金	452
利益剰余金	10,152
利益準備金	553
その他利益剰余金	9,598
繰越利益剰余金	9,598
自己株式	△59
評価・換算差額等	**5,271**
その他有価証券評価差額金	1,635
繰延ヘッジ損益	△3
土地再評価差額金	3,639
純資産合計	**25,973**
負債及び純資産合計	**80,863**

損益計算書（平成25年4月 1日より 平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		53,402
売上原価		43,356
売上総利益		10,046
販売費及び一般管理費		8,960
営業利益		1,085
営業外収益		
受取利息及び配当金	223	
その他	61	285
営業外費用		
支払利息	350	
その他	114	464
経常利益		906
税引前当期純利益		906
法人税、住民税及び事業税	722	
法人税等調整額	△479	243
当期純利益		662

株主資本等変動計算書（平成25年4月 1日より 平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
当期首残高	10,156	452	509	9,426	9,935
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	44	△490	△446
当期純利益	—	—	—	662	662
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	44	171	216
当期末残高	10,156	452	553	9,598	10,152

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△55	20,489	781	△7	3,639	4,413	24,903
当期変動額							
剰余金の配当	—	△446	—	—	—	—	△446
当期純利益	—	662	—	—	—	—	662
自己株式の取得	△3	△3	—	—	—	—	△3
自己株式の処分	0	0	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	854	3	—	857	857
当期変動額合計	△3	213	854	3	—	857	1,070
当期末残高	△59	20,702	1,635	△3	3,639	5,271	25,973

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月８日

シンフォニアテクノロジー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　田　大　輔　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　幡　琢　哉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月８日

シンフォニアテクノロジー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　田　大　輔　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　幡　琢　哉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年５月９日

シンフォニアテクノロジー株式会社　監査役会

監査役（常勤）百　家　俊　次　㊞
監査役（常勤）廣　田　邦　彦　㊞
監査役　　野　本　俊　輔　㊞
監査役　　小　林　義　行　㊞

（注）監査役（常勤）廣田邦彦、監査役 野本俊輔 及び 監査役 小林義行は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

業界初、自律走行式太陽光パネル清掃ロボット「リソラ」を開発

一般的に太陽光パネルは、ほこりや水垢、砂などによって表面が汚れると発電効率が５％程度低下する場合があるといわれており、１メガワット当たりでは年間約100万円の損失となるほか、固着した汚れによりパネルの劣化が進み重大な損傷を招く恐れもあります。これを防ぐための定期的な清掃作業には、人手と手間、そして危険を伴うため、発電事業者にとって大きな負担となります。

当社はこのような問題を解消できる製品として、軌道を必要としない自律走行式の太陽光パネル清掃ロボット「リソラ」を業界に先駆けて開発いたしました。

本製品は、内蔵のタンクから噴射ノズルを介して洗浄水を散水し、回転ブラシとワイパーで最大毎時100㎡まで清掃いたします。また、走行能力も高く、５度～20度の傾斜やパネル間の隙間は縦方向30mm、横方向50mm、段差は±10mmまでの走行が可能であり、搭載したカメラが太陽光パネル表面の線を認識することで走行位置補正を行うとともに、各種センサによる落下防止等の安全対策を備えており、軌道を必要としない自律走行を実現いたしました。そのため、走行レール、誘導線、配水管等の設置工事が不要であり、さらに、無線機能によりパソコンやタブレット端末から、装置の洗浄水やバッテリーの残量をリモート監視することができ、バッテリーの残量が少なくなると清掃地点の最下点へ移動して待機いたします。バッテリーは着脱が容易な交換方式であるため都度充電する必要はなく、充電済みのスペアのバッテリーに交換して使用することが可能です。加えて、交換後は、記憶された位置情報によって元の清掃地点から清掃を再開することができます。また、洗浄水の残量が少なくなった場合にも同様に、清掃地点の最下点に移動して待機し、補充後には元の地点に戻って再開いたします。

太陽光パネル清掃ロボット「リソラ」

近年、太陽光発電への注目は高まっており、そのような分野での新製品として開発した本製品は、各方面から多くの反響をいただいております。当社は、連結子会社であるシンフォニアエンジニアリング㈱が太陽光発電事業者へのネットワークを有しており、その販売網や代理店網を活用して営業活動に注力し、今後一層の需要増加が期待される太陽光発電の分野における事業拡大を図ってまいります。

超小型モビリティ用高効率インホイールモーターを開発

当社は、電気自動車用の高効率インホイールモーターを開発し、本格的に電気自動車用モーターの分野へ参入することといたしました。

インホイールモーターとは、タイヤのホイール自体に内蔵した駆動用電気モーターのことであり、タイヤを直接動かす構造のため動力の伝達の損失がありません。また、アクセルを踏み込めばすぐに加速するなど応答性に優れています。さらに、車体からモーターがなくなるため車体設計の自由度が向上し、室内空間を拡大することもできます。

今回開発したモーターは、超小型電気自動車を手掛ける株式会社FOMM殿が、先般発表された「FOMMコンセプトOne」に初採用されました。このような超小型モビリティは、地方自治体と各自動車メーカーが協力し各地で実証試験を行うなど、普及に向けての動きが活発化しています。また、排ガスによる大気汚染などが懸念される中国・アジアをはじめ、注目度が高まってきております。

今後、当社としては、今回採用いただいたFOMM殿だけでなく、小型電気自動車や次世代モビリティ向けへのモーター開発に加え、周辺の制御機器の開発を進めており、これら新しい分野での事業の拡大を目指してまいります。

高効率インホイールモーター

インホイールモーター搭載予定車両

豊橋製作所内に技術開発センター（新技術棟）を建設

当社は本年３月、将来を見据えた高度先端技術の研究及び製品開発と、グローバルニーズへの迅速な対応を行うための国内外生産拠点の中枢として、当社豊橋製作所に新技術棟を建設いたしました。

新技術棟は、技術部門・開発部門を集約して、多様化する市場ニーズに応じて間断なく新技術・新製品を投入するための研究・開発体制を強化することに加え、植物工場などの農業分野や再生可能エネルギーを有効利用する新エネルギー分野といった成長産業、新素材研究設備関連や航空機用設備などの高度先端技術の研究・開発を行う技術開発センターとしての役割を担っております。

また、技術研修センターとしても機能させることにより海外生産拠点における技術者のスキルアップを行い、グローバル競争力の強化を推進してまいります。

技術開発センター（新技術棟）

株主メモ

事業年度	４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	６月
基準日	定時株主総会　３月31日 期末配当金　３月31日 中間配当金　９月30日 （その他必要あるときは予め公告します。）
上場取引所	東京
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	TEL　0120（782）031（フリーダイヤル） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。 （コンサルティングオフィス・コンサルプラザ・i-Stationを除きます。）

単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、
特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

2009年４月１日、シンフォニアテクノロジーは、
(旧)神鋼電機より社名を変更いたしました。

シンフォニア テクノロジー 株式会社
〒105-8564　東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー
TEL　03（5473）1800
http://www.sinfo-t.jp

UD FONT by MORISAWA
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK